

令和6年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和6年6月13日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年6月13日 午前9時00分開会

- | | | |
|------------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第27号 | 川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第28号 | 川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第29号 | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第30号 | 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第31号 | 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第6 | 議案第32号 | 令和6年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 追加日程
第1 | 議案第33号 | 令和6年度川南町一般会計補正予算(第2号) |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長		副町長	河 野 秀 二 君
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日は報道等の撮影の届出がありましたので、これを許可しております。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「議案第27号川南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（徳弘 美津子さん） 今回の議員報酬の一部改正について質問いたします。

まず、議員含め町長の報酬を上げる場合は報酬審議会がありますが、今回開かれた経緯、報酬審議会が開かれたその結果を踏まえて、多分今回の報酬を、議員のみの報酬を上げることがあると思うんですけども、今回その開かれた経緯、それからそれが何回開かれたか、そしてそれが、報酬審議会が前回はいつだったのかをお知らせください。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず、今回、川南町特別職等審議会が開かれた経緯ですけども、昨今の賃上げの雰囲気があったということで、町長のほうから審議会のほうを開いて、今の報酬が妥当かどうかの審議をしていただきたいという申入れをして開かれております。

何回開かれたかということでもありますけども、第1回目に令和6年2月16日に開催して、その後2回開きまして、全部で3回審議会のほうを開催しております。

その前にいつ開かれたかということではありますけども、平成29年の4月だったと、資料のほうでは平成29年4月となっております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子さん） 本来、報酬審議会はどの程度の割合で開かれるのが妥当なのか、そのときの町長さんの考え方であるのかということですね。平成29年というのも、相対前になりますけども、これの妥当性、本来の審議会が行われる回数が本当によかったのかと。

それと、報酬審議会では、多分様々な資料を提出をして、その中で皆さんが考えていくんだと思うんですけども、議員の負担とかを理解した中で報酬審議会に臨んでいるのか。

といいますのも、私も議員になって17年になりますけども、議長ももちろんですけども、委員長さんの負担というのがすごく大きいんです。議会ごとの議案をまとめ、採決をまとめ、委員長報告をし、委員会付託にされたら、今度は議員同士での審議をするわけです。同じ議員から、別の委員会の委員から、いろんな質問を求めたりして、その結果を委員長さんがきちんとその報告をしなきゃいけないという負担がすごく大きいんです。そのあたりを報酬審議会の中できちんと言われているのか。全体を上げるのではなくて、中身を挙げて、中身

を考えた中で精査をするべきではなかったのかなと。

多分、執行部の皆様は、委員長さんの負担をどの程度お分かりか分かりませんが、委員長選考のときに委員長に手を挙げる方ってほとんどいないんです。結局、長年やっている議員さんが手を挙げて、今回も、総務も文教もそうですけども、一番長い議員さんが委員長をしている状態です。

もちろん報酬を上げることでなるかといったら、そうではないのかもしれませんが、せめて仕事に見合った報酬のやり方をしないと、私は一般の議員を上げる必要はないと思うんです。私もずっといろいろしていましたが、やっぱり普通の委員であるのと委員長さんとかほかの、広報もそうです。広報の委員さんについてもそうです。大変です。そういうものの差が同じにあるということをどのように考えていらっしゃるのか、そのあたりを伺います。

それから、この時期です。なぜ今なのか。通常でしたら改選前にやっぱりこの条例を出していただいて、次の改選に合わせて報酬を上げるというのが、一番私たちも賛同しやすいんです。今から私たちは3年間残っております。自分たちの報酬を自分たちで決めるというその選択をするときに、やはりこの提案の仕方を時期は少し考えていってほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。

開催する間隔といいますか、そういったのが適当だったかということでもありますけども、確かに議員が言われるように、今回、時期をあまり考えずにやっているというか、決まった開催間隔がないままに行っておりますので、そういったことは今後定期的で開催をするなど、検討する必要があるのかなというふうに感じております。

議員の負担を理解してこの議案をということでしょうかということですが、今回、委員さんの方が10名いらっしゃいます。各種団体の方を主に出ていただいておりますけども、その議員の中身までの理解はということにいきますと、ちょっとそこは分かりかねますけども、意見としましては、自治体にとって議員の成り手が少ないということもありますし、そういった意味で議会の魅力が低下しているんじゃないかという意見がありました。その中で、議員の報酬は少し考えたほうがいいのかという意見で、今回の提案に至っているところであります。

開催の時期ですけども、今回、こういった時期に開催というふうになってしまいましたが、ここについても今後配慮しながら、開催時期等を検討しなければいけないのかなと思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子さん） 審議会の方10名いらっしゃる、分からないですよ、審議会の方たちは。議員さんがどういう仕事をしているか、分かっているようで分かっているやらない。そこは、やはり執行部の方がきちんと私たちの仕事を見ていただいて、その負担、

特に委員長さんの負担を考えていただく、提案をしていただきたいと思います。

それから、今回こういう議案を上げることで、これを賛否を問うものではないんですけども、私は今ではないとやはり考えるんです。そこを考えて、今後定期的にやるならやっていただきながら、私たちも議員として言いたい部分があるんです、審議会の方には。そこあたりも、やっぱりこういう審議会が開かれますということで、議会に対してもいろいろこういうこともあるんだよということを、やっぱり意見を伺っていただきながら、これは平成29年からやってないということで、前町長のこれは怠慢と言われればそうです。担当課もそうです。だから、今後このようなことは、きちんとやはり精査していただいてやっていただきたいと思います。大丈夫、あと返事は、回答はいいです。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2「議案第28号川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第28号川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正についてであります。この改正ですが、何で今の時期に改正するのですか。当たり前なら、普通一般的な、常識的な考えやったら、今、裁判沙汰になっております文化ホール図書館施設の指定と委託契約の問題が、裁判沙汰になっておるわけですが、普通、一般常識的に考えたら、プロポーザル方式で公募しましたね。その以前にこの条例を改正するのが一般常識じゃないかなと思うんですが、訴訟中にこういうとを改正したら、裁判官やら何やらに悪印象を与えてマイナス効果になると思うわけですが、私だったら、何です、どっか都合の悪いところがあるから変えろとかなと、痛くねえ腹を探りますよ。あまりいい提案の仕方じゃないと思いますが、その先のことまで考える知恵がなかったと思うんですが、副町長。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。

なぜ今の時期かということでもありますけれども、今回、指定管理者の件で条例を見直す中で、文言とか、あとそれを引用する条番号等の誤りが明らかに見られましたので、今回提出したところであります。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 言わせれば、いろいろ問題があるところが出てくるとは思います。そういう問題点が発覚した場合は、裁判でますます悪影響を与えるとは思いますが、やっぱり仕事すつときには、ちょっと物を考えてせん、取り返しのつかんようなことになるんです。

この裁判の何でも、一回決定した業者を失格にした理由も、何か後づけでしたような感じですが、ちゃんとした条例をつくって、条例のとおり選定を進めば、こういう問題は起きらんかったと思いますが、また同じことを繰り返すんじゃないかなと思って、心配しているところではありますが、そういう心配は想定できないのですか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 今回は指定管理者の、先ほど言いましたように、条番号とかそういった誤り、あと文言の訂正、あと条例を運用する中で、リスク管理として必要なもの等を明記したということで、御理解いただきたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） 法律は、文言を一部変えただけで、可とも取れる、不可とも取れるようなことが多々、多くありますので、やっぱりこういう条例改正するときには、物事を行う前に改正するのが一般常識的だと思うけども、常識のねえ川南町の執行部に言うても、意味が分からんと言われるけど、そこ辺のそこは、物事の先を考えて想定して仕事をしてもらいたいもんですね。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第29号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子さん） 議案第29号川南町国民健康保険税条例の一部改正について伺います。

この条例改正により、国保会計の税金ですね、全体ではどれくらいになるのか、それから1世帯平均はどれくらいなのかを教えてください。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

国民健康保険税の調定の試算では、一応3億8400万円程度、現年課税分ですけれども、このように試算しております。

あと1世帯当たりですか。1人当たりでしたっけ。（発言する者あり）1人当たりの平均

額というので算出したところが、予定では9万4921円という試算になっております。令和6年の5月1日現在での試算になります。

以上です。

○議員（徳弘 美津子さん） 相当な上げ幅だなと思うんですが、これについてはまた委員会のほうで審査をされると思うんですけども、この条例改正に基づいて、今3億8000万ということが考えられると。特別会計のほうに全然反映をしないというのは、どのような理由があるんですか、今回提案されていませんので。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 今回のこの条例の改正により、国保税については増額になる見込みですが、それに見合う歳出予算の予定がないことから、今回の補正予算は見送らせていただきました。

なお、令和5年度の決算報告となる9月には、繰越金の精算に伴って歳出予算も発生することから、それに合わせて国保税収入についても予算化する予定にしています。

以上です。

○議員（徳弘 美津子さん） 1人当たり9万4000円上がっていくということで、大体8期ありますので、1人大体1万円、3人いれば3万円という、上がっていくわけです。この状態、経済情勢の中でなかなか厳しいかと思うんですが、ただ基金が枯渇するのもあるんだろうというのがあって、全くそれを否定するわけではありませんが、なかなかこの経済状態の中で、国保税というものがこれだけ上がっていくということが、3億上がっていくことに非常に納得がいかないというか、分かるんです。

でも、なかなかそこをはいはいという感じになれないのはあるんですが、確かに病気にならない手段でもいろいろ事業されていますので、認識、結局病気にかかるという世代の認識もやっぱり考えていってほしいなど。

ちょっとこの議案とは関係ないんですけども、去年から子供の医療費が、18歳から全額窓口負担なしになったことで、特に15歳から18歳の医療費がぐんと跳ね上がったという話を聞きました。その中には、多分今まで、窓口負担を計算したときに、病院で1,000円、薬局で1,000円、2,000円考えたときには、その病気の、自分の病気の範囲をどこまで見ていかないと、医療費を選ぶのかというところがあると思うんです。

以前は、昔は、70歳以上は医療費が要らない時代があって、ものすごく医療費がかかるとい時代があったので、やはり国保会計というか、町民課の福祉の仕事として、医療にかからないための手段を同時に考えていかないと、かかっているから、ほとんど医療費がかかるから、基金がなくなるから上げていくという状態が本当にいいのかなと。

これ、いろんなこともありますけども、副町長が執行部の立場になって、こうやって国民健康保険が上がっていくことについてどのようなお考えがあるか。実際は減免世帯、国保税の2割、3割、5割の減免世帯が、半分以上が減免世帯である一方もあるんです。だから、高額の人に負担がかかるということもあるんですけど、そのような川南の国民健康保険につ

いてどのようなお考えか、一言お願いできますか。

○副町長（河野 秀二君） 徳弘議員が今自分でおっしゃったように、本年度を仮に上げなくて先送りすれば、来年度がまた今年度分の負担を加算した形で上げないと、課題を先送りするだけだと私は思っております。

ですから、多少といいますか、毎年の負担は基金がなくしてしまったらこれは大変ですので、基金に残るようにしていけないといけないというふうに思っております。

同じことを繰り返すようですが、今年度を上げないとしたら、課題を先送りするという課題で、問題が解決しないんじゃないかというふうに捉えています。

以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子さん） 議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、以前、これの改正のときに聞いたら、川南町内にはこういう事業所はないけども、国が法を変えるので変えるんだという回答でしたけど、これはやっぱり該当する施設はあるんですか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

該当する施設があるのかということなんですが、この条例は、保育所を含む全ての保育施設が対象になっておりますので、該当になる施設があるということでございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は総務厚生常任

委員会に付託します。

日程第5「議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子さん） 後期高齢者の被保険者証及び資格証明書を今度資格確認書等に改めるとされていますが、この変わることで今までどおりの証明書としては使えますか。例えば銀行口座をつくるときとか、本人確認をするときに、年を取った私たちにとって証明書、免許証がある場合は免許証と今まで健康保険証を出していましたが、これも今までどおり使えるということにして、認識していいんでしょうか。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 資格確認書ですので、身分の証明といえますか、それにつきましては、そこそこの機関、金融機関だったり、そういうところで求められるものは変わってくると思うんですが、写真のついていないものについて、役場の窓口の手续としましては2つ以上の証明は出してもらうようにしております。

ですので、これが本人の証明になるのかどうかというのは、それを提出する機関にお尋ねになるのがいいかと思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第32号令和6年度川南町一般会計補正予算（第1号）についてお伺いいたします。

19ページです。19ページの6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費でございますが、農産物等輸出拡大施設整備事業補助金7300万円についてお伺いいたしたいと思いますが、これは茶の輸出拡大のためということで、提案理由の説明がありましたけれども、これの該当する生産法人はどこなのか、それからどんな施設を整備されるのか、それから輸出先はどこなのかを教えてくださいというふうに思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 米田議員の御質疑にお答えします。

生産法人につきましては、有限会社大塚園でございます。

次に、どのような整備をするかという点でございますが、まず、工場の増設が一つ大きなものでございます。その他機械設備でございますが、高回転乾燥炉、冷却機、ネット型碾茶乾燥炉と言われる備品、そういう機械の導入でございます。

3点目が、輸出先ということでございます。ヨーロッパ、現在も大塚園さんのほうでは輸出を取り組んでいらっしゃるということなんですけれども、ヨーロッパと……、ちょっとお待ちください。すいません、あと一点外国名があったんですけど……、ちょっと今失念しております。後ほど回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第32号川南町一般会計補正予算についてですが、19ページの住宅耐震化リフォーム助成事業ですが、これホームページを見ると、申込状況によって早期に終了するということです。

この財源は国、県、国が2分の1、県4分の1で、そこで残りを単費ということでしょうが、これ追加をできるようになったというのは、要するに国の補助、県の補助事業が追加で、まだ枠があったということで、この申込みに対してまだ受入れができるということで、予算計上になったということよろしいですか。

この耐震化の事業というのは、いつから予算、この事業化になっているのかをお伺いします。

○建設課長（黒木 誠一君） 予算の国、県の見込みがあるかという話ですけれども、御質疑ですけれども、この補正予算を上げる前に県や国に確認いたしまして、川南町が5件分、耐震診断、耐震改修が2件分上げるということで、歳入側が間違いないかどうかを確認して予算計上しております。

この事業が始まった年度は、平成18年度から事業を開始しております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 分かりました。国、県も、財源の限界があるでしょうから、活用できるうちは、やはり今、多く地震等が心配される状況ですので、どんどん推進していつて、一人でも多くの命が守れるといいなと思うわけです。

この申込状況についてちょっとお伺いしますが、このステップ1、ステップ2と、要するに耐震診断と改修に分けてあるんですけども、これ大体申し込む方は、もう耐震改修までこの2段階で申し込まれているのでしょうか。それとも、診断のほうが多いとかという状況を教えてもらっていいですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 耐震診断が5件、耐震改修が2件というふうに、耐震改修のほうが少ないんですけども、この理由は、耐震診断をした後、耐震診断強度があつて耐震改修をしない方、もしくは耐震診断中に、耐震改修に要する費用を耐震診断士が見積りいたしますので、この額が高額過ぎて耐震改修を諦める方がいらっしゃいますので、必ず2ス

テップまで行くということではなくて、耐震診断の結果を受けて、その家の持ち主が判断の上、耐震改修を行うという仕組みになっております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子さん） 議案第32号川南町一般会計補正予算（第1号）ですが、同じ歳出4款衛生費1項目、保健衛生費の予防費の中で、带状疱疹ワクチンがすごく申込みが多いので、追加予算で1819万5000円ありますが、申し訳ありません、当初予算のほうでちょっと見つけられないというか、項目が分からずに、当初予算がどれくらいだったのか。

なかなか予算の中で本当はちゃんと審議するべきで、昨日も同僚議員が一つの事業をちゃんと精査しているかというのがあったんですが、実際川南が広報して初めて、ああ、带状疱疹ワクチンだったんだという形だったので、やはり申込みが多いというので、これ実績とかを教えてくださいなので、実績が生ワクチンと不活化ワクチンがありますので、その内容も分かればお願いします。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

当初予算としましては、生ワクチンを10件、あと不活化ワクチンを72件で、当初予算148万円で計上しておりました。

それに対しまして、4月30日現在ですが、生ワクチンの申込みが62件、不活化ワクチンの申込みが81件あったところです。

以上です。

○議員（徳弘 美津子さん） 予想以上に申込みが多かったということで、今回の場合は、不活化ワクチンの910人分ということで説明がありました。

でも、これ生ワクチンがないようですけども、生ワクチンが5年持続で、効果が50%から60%で、1回の接種が8,800円、1回のみですね。不活化ワクチンは9年以上持続することで、その効果が90%以上ということなので、金額が2万1000円から2万2000円、病院で違いますが、これを2回打つということで、非常に私、どっちなのかなと思ったら、やっぱり皆さん、高くても補助も高い不活化にしたと思うんですけども、これ今後さらに多分広報すると増えていくと思うんです。

副町長も、よくいろんな総会の御挨拶で、事業の中で带状疱疹のワクチンをするんですよということをすごくPRをされていたので、それもすごく功を奏したと思うんです。带状疱疹ワクチンって、本当に带状疱疹になる方がすごく多くて、私の周りにも今1人、2人いらっしゃるんです。

だから、この事業を継続的にしていただくことは、例えばこの予算が通ったとしても、また次の予算が担保されていればいいんですけども、質問かどうか分かりませんが、ちょっと分かればお願いいたします。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 今後の財源の見込み等につきましては、今のところは

ちょっと回答できかねます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ここで産業推進課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○産業推進課長（河野 英樹君） 先ほどの米田議員の御質疑に、3点目でお答えすることができませんでしたので、その点を説明申し上げます。

現在、大塚園さんが直接輸出先としてスイス、こちらに輸出されております。同時に、間接輸出、国内の輸出茶商の業者さんにされていらっしゃるのが、アメリカ、ドイツでございます。

今後、この事業を通じて展開していこうと計画されているところが、直接輸出がアメリカ、スイス、アメリカが追加されるということです。

次に間接輸出、アメリカ、ドイツに加え、オランダ、台湾、香港、インドネシアでございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子さん） 一般会計補正予算（第1号）の15ページ、20款というところですが、250万円で、一般コミュニティ助成事業とあります。10分の10で全額補助なんでしょうが、17ページのほうに施設が書かれて、同じく書かれていますが、この内容を教えてください。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） 250万円の内容についてですが、八幡地区振興会が購入する八幡公民館の備品になります。主なものはエアコン、それから椅子、テーブル、ゴミステーションそういったものになります。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（河野 禎明君） 議案32号川南町一般会計補正予算の、ここは2款1項の13節ですか。川南西地区コミュニティセンター建物賃借料というのが上がっているんですけど、これは何年か前にダイワハウスで10年リースで組んだ公民館のことじゃないかと思うんですけど、なぜここで補正で上がってくるんでしょうか、説明をお願いします。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） ただいまの御質疑にお答えします。

補足説明の中でも説明はいたしました。当初予算で本来予算計上すべきものですが、予算の計上漏れということで今回上げさせていただいています。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

ここで議事日程についてお諮りします。追加日程第1「議案第33号令和6年度川南町一般会計補正予算（第2号）」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定されました。

しばらく休憩します。

午前9時48分休憩

.....
午前9時49分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

追加日程第1「議案第33号令和6年度川南町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○副町長（河野 秀二君） それでは、議案第33号について提案理由を御説明いたします。

議案第33号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ257万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億1040万1000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

繰入金は257万円の増額で、財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費は257万円の増額で、行政処分取消請求事件による訴訟委託料であります。

第2表債務負担行為補正は、令和6年（行ウ）第2号行政処分取消請求事件による委任事務の処理等に当たる報酬及び訴訟費用等の追加するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第33号についてであります。この257万円増額の行政処分

取消請求事件によるという、行政処分取消ということは、失格処分の取消しということですか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 児玉議員の御質疑にお答えします。

失格処分の取消しについてかということでございますけども、図書館流通センターから訴状が届いておりますので、その関係になります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 意味が分からん。訴状が届いとらんから説明できん。説明できんお金をどうやって使うとですか。

どっちにしても、これが認められた場合は、恐らく双方から損害賠償請求が来ると思うて、今、委託しとるところから契約違反の請求、訴訟、原告からは、名誉毀損か何かの損害賠償が来ると思うわけです。

副町長は、2月の臨時議会のとき、恐らく、私は損害賠償請求が、裁判沙汰なるちいうとが、そういうのが想定できんかっていうたら、そういうとは想定していませんというのを言いましたがね。私が言うとおりにになったが、そういうとは想定できんのやったら、裁判も負けるでしょうね、これはね。

257万円も負ければ、そんなのは、どれだけ川南町は損する考えですか、副町長。

○副町長（河野 秀二君） 昨日も申し上げましたように、係争に係ることについては、答弁は差し控えさせていただきます。

○議員（児玉 助壽君） 答弁するとまた私がごつ失言するからね、賢い判断でありますけど、副町長はこの選定委員長をしとったわけですから、委員長たるものが適正に処理すれば、こういう問題は起きらんかったと思うわけですけどね。選定委員長が払うべきだと思うけどね、この257万円は。議決した議会も悪いけどですね。私、反対したけど、議会議員の一員として責任取る考えは十分にあるわけですけど、どうも納得はいかんですね。誰が考えても裁判沙汰になると思うたちやけど、それを思わなかったということ自体が、この委員長になる資格もなかったと思いますけど。

副町長、失格の何は弁護士と相談して決めたっち、そういうことを全員協議会の審査の中で言うたけど、今回の3月の議会の議事録を見ると、町長と教育長と副町長と3人で決定したちゅう議事録がありましたよ。それを見ると、議会にうそついたことになるわけですがよ、虚偽の報告したと。議会侮辱罪に当たると思うわけですがよ。そこ辺のところをどのように認識しておりますか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほども申し上げましたとおり、答弁は控えさせていただきます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子さん） 今回訴えられたことに関しては、係争中で御返事できないということですので、ちょっと別なほうからお聞きしたいと思います。

児玉議員が、ここ議会で、「そんなことしよるとTRCに訴えられるが、どげんするか」って言った言葉に対して、副町長は、「想定のことです。想定のことには答えられません」って言われました。今回、児玉議員が言われたとおりになったことに対して、今回、この金額は税金から使われます。そのことに対して、町民や自分が言った言葉の重さをどのように考えていらっしゃるのか、聞かせていただきたいと思います。

○副町長（河野 秀二君） 何度も同じことを申し上げますけど、関連することについては、答弁は控えさせていただきます。

○議員（小嶋 貴子さん） 自分の気持ちとか町民に対する気持ちを伝えることは、これは裁判と関係があるんでしょうか。答えていただきたいと思います。

○副町長（河野 秀二君） 今ここで関係あるかないかということは、どちらか選択してくださいというお話だろうと思うんですけど、選択の余地がありませんので、答弁は控えさせていただきます。

○議員（小嶋 貴子さん） 選択とはどういう意味ですか。私は、町長の気持ちとか責任感を伺いたいと思っています。

○副町長（河野 秀二君） 何度も申し上げますように、今から係争になる見込みですので、関連することに関しましては控えさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第33号令和6年度川南町一般会計補正予算です。この257万円ということ、訴訟の費用ということですが、この報酬ということは弁護士報酬ということでしょうか。恐らく顧問弁護士、お二人おられますけども、この弁護を担当される弁護士の方、お答えできればお願いいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 報酬についてということでありますけども、弁護士の報酬、着手料として100万円、成功報酬で100万円ということで、あと諸経費的なものになっております。

相談している弁護士事務所でありますけども、殿所法律事務所であります。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 殿所弁護士ということですか。この弁護士の方ですけど、副町長、この図書館の指定手続の中で相談をしたと、顧問弁護士の方にとおっしゃいましたけど、その相談をした弁護士の方なのかどうか、これ、お答えできればですけど、お願いいたします。

○副町長（河野 秀二君） 別の弁護士の方です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員

会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務厚生常任委員会に付託します。

ここでお諮りします。18日の本会議につきましては、午後1時30分開会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続きただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前10時03分開会
